

建築基準法第52条第8項第1号の規定による
容積率の緩和を適用しない区域の指定

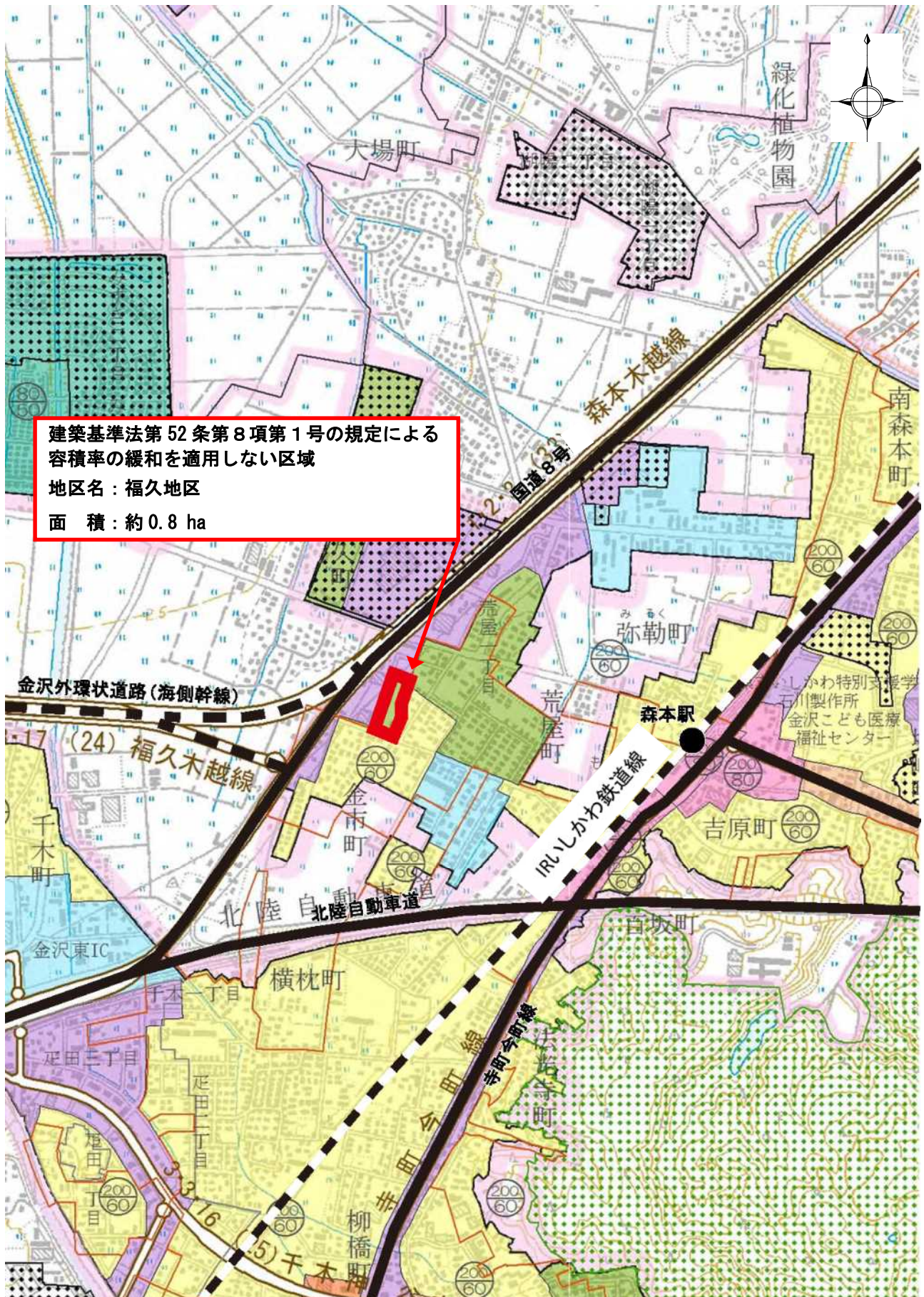
建築基準法第52条第8項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第一種住居地域	(1, 589) 約1, 588ha	—	(1, 589) 約1, 588ha	100.0%
第二種住居地域	(802) 約803ha	—	(802) 約803ha	100.0%
準住居地域	約314ha	—	約314ha	100.0%
近隣商業地域	約249ha	—	約249ha	100.0%
商業地域	約314ha	約108ha	約422ha	74.4%
準工業地域	(1, 393) 約1, 394ha	—	(1, 393) 約1, 394ha	100.0%
合計	(4, 661) 約4, 662ha	約108ha	(4, 769) 約4, 770ha	(97.74) 97.74%

理由

福久地区の用途地域の変更により、準工業地域について、中心市街地の定住促進を図る観点から、共同住宅に係る、容積率の緩和を適用しない区域に指定する。

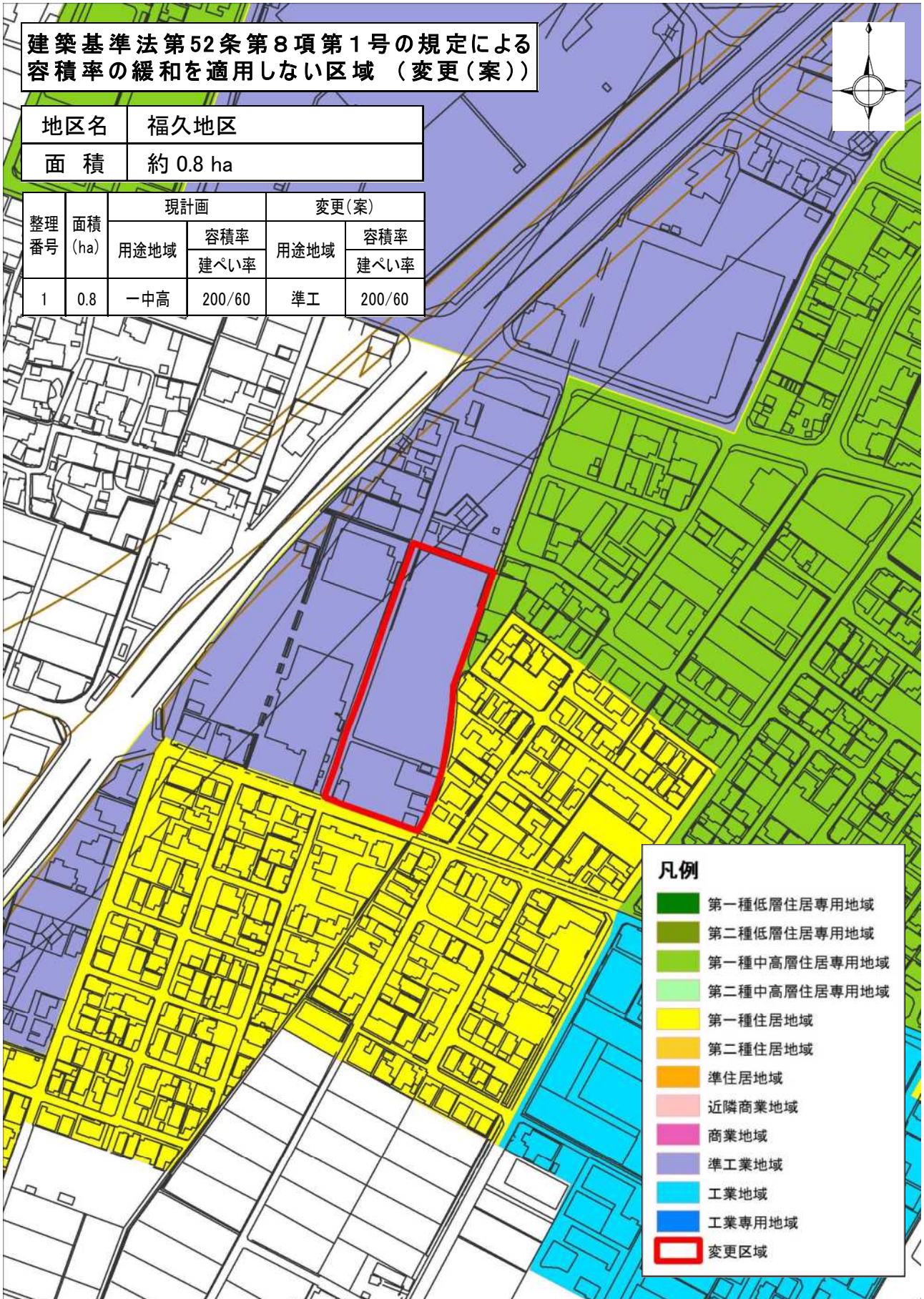


建築基準法第52条第8項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域（変更(案)）



地区名	福久地区
面積	約 0.8 ha

整理番号	面積 (ha)	現計画		変更(案)	
		用途地域	容積率 建ぺい率	用途地域	容積率 建ぺい率
1	0.8	一中高	200/60	準工	200/60



- 凡例**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 変更区域